

議案第 33 号

飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

分担金総額の算定率改定に伴う改正

飛驒市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表中「

農業用排水路施設整備	
一等水路	総事業費の3%
二等水路	総事業費の5%
一等水路及び二等水路以外の水路	総事業費の7.5%

」を

「

農業用排水路施設整備	総事業費の3%
------------	---------

」に改め、同表備考中「二

等水路の区分」を「一等水路以外の水路の区分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日の前日までに県営土地改良事業として採択されたかんがい排水事業の分担金の取扱いについては、なお従前の例による。

飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第2条関係）			本則・附則 略 別表（第2条関係）		
事業名	区分	分担金の総額	事業名	区分	分担金の総額
中山間地域総合整備事業の部～経営体育成事業の部 略			中山間地域総合整備事業の部～経営体育成事業の部 略		
かんがい排水事業	農業用排水路施設整備	<u>総事業費の3%</u>	かんがい排水事業	農業用排水路施設整備	<u>総事業費の3%</u>
	<u>一等水路</u>	<u>総事業費の5%</u>			
	<u>二等水路</u>	<u>総事業費の7.5%</u>			
	<u>一等水路及び二等水路以外の水路</u>				
備考 1 この表中 <u>一等水路及び二等水路の区分</u> は、飛騨市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛騨市条例第164号）の規定を準用する。 以下 略			備考 1 この表中 <u>一等水路及び一等水路以外の水路の区分</u> は、飛騨市土地改良事業分担金徴収条例（平成16年飛騨市条例第164号）の規定を準用する。 以下 略		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	基盤整備部
提案理由	分担金総額の算定率改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>国及び県の指針等に合わせ、市独自の改正を行うもの。</p> <p>[根拠となる指針等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月14日付け4農振第1668号 農村振興局長通知 ・土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針 ・岐阜県の農業行政
条例の概要	<p>1 改正の背景等</p> <p>市内で計画中の県営土地改良事業のかんがい排水事業大久古地区が、令和4年12月に新規採択されたことに伴い、当該事業における受益者の負担軽減を図るため、県営土地改良事業のかんがい排水事業の分担金総額の算定率を引き下げるための改正を行うもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>農業用排水路施設整備における水路区分の設定を廃止し、分担金総額の算定率を、現行の3%～7.5%から一律3%に改定する。</p> <p>(別表関係)</p>
市民への影響等	<p>事業の受益者にとって有利となる改正</p> <p>(参考)</p> <p>県営かんがい排水事業における分担金額(試算)</p> <p>大久古地区 予定事業費 200,000千円</p> <p>改定前：5% (10,000千円) → 改定後：3% (6,000千円)</p> <p>分担金額 △2% (△4,000千円) 軽減</p>
施行日	公布の日(適用日：令和4年12月1日)
備考	